

BRT等新たなバス交通システム研究会 規約

(名称)

第1条 本学会は「BRT等新たなバス交通システム研究会」という。

(目的)

第2条 本学会は、BRT等新たなバス交通システムの導入を推進するため、BRTをはじめとする新たなバス交通システムの位置づけや導入に関する考え方等を明確にし、要素技術や施設整備のあり方、導入に向けた各種法制度・基準等、バス交通全般にわたる総合的な研究・開発をおこない、わが国におけるバス交通の新たな方向性を明確化し、その実現に向けて必要な活動を展開し、もって全国の都市交通体系の整備、改善に寄与することを目的とする。

(会員の資格)

第3条 本学会は、本学会の事業目的に賛同する公益社団法人日本交通計画協会社員をもって構成する。

(事務所)

第4条 本学会の事務所は、東京都文京区所在公益社団法人日本交通計画協会内に置く。

(役員)

第5条 本学会には次の役員をおく。

- (1) 部会長1名、代表幹事1名、幹事若干名。
- (2) 部会長は、本学会を代表し、業務を総括するとともに総会、役員会を招集し議長となる。
- (3) 代表幹事は、部会長を補佐し、幹事会を招集し議長となる。
- (4) 代表幹事及び幹事は、部会長の命により本学会の業務を分掌する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、就任後2年以内に終了する研究年度の研究報告に係る総会の終結の時までとする。

(役員選出)

第7条 部会長は部会員の総意に基づき公益社団法人日本交通計画協会代表理事が委嘱する。

2 代表幹事及び幹事は、総会において部会員より選出する。

(総会)

第8条 総会は、定時研究部会総会として毎研究年度終了後に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(役員会)

第9条 役員会は部会長が必要と認めたとき随時招集する。

(幹事会)

第10条 幹事会は代表幹事が必要と認めたとき随時招集する。

(部会費)

第11条 本部会は部会費、負担金、寄付金、その他の収入をもって運営する。

2 本部会の部会費は年額一口30万円とする。

(補則)

第12条 本規約に定めのない事項については、部会長が役員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、総会において承認された日より施行する。